

立山町職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

平成 24 年 6 月 1 日
(令和 2 年 1 月 29 日一部改正)

ツイッター、フェイスブック及びインスタグラム等に代表されるいわゆるソーシャルメディアは、今や国民の生活に深く浸透し、重要な情報手段となっている。自治体においてもこれらソーシャルメディアを有効に活用することで、住民へ情報を効果的に伝えられるだけでなく、それらを通じて住民の意見を聴取することも可能となっており、今後ますます住民と行政の相互関係の構築にあたり重要な手段のひとつとして認識する必要がある。

一方で、ソーシャルメディアには、匿名性や一方的な記述が可能であるといった側面もあり、また、不正確な情報や不用意な記述が意図しない問題を引き起こし、社会に対し多大な影響を及ぼす場合もある。

したがって、ソーシャルメディアを使いこなすためには、利用者がその特性や自らに関わる社会的規範などを理解する必要がある。

職務として勤務時間中に情報発信する場合においても、他者から公私混同と見られないよう留意し、また、一個人として立場を明らかにせず発信する場合でも不適切な記述が引き起こす事態の悪化が組織に影響を及ぼす可能性も否定できないことを十分に認識し、自覚する必要がある。

そこで、立山町職員（以下「職員」という。）においてソーシャルメディアが適切に利用され、その有用性を十分に活用し、情報発信を推進するためにも、職員がソーシャルメディアを利用する際の基本的な考え方や留意点を明らかにする「立山町職員のソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を策定することとした。

1. ソーシャルメディアの定義

ソーシャルメディアとは、ツイッター、フェイスブック、インスタグラム、ブログ、電子掲示板、ホームページ等のインターネットを利用してユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段をいう。

また、このガイドラインにおいて特に、立山町が公式に運用しているツイッター等の公式アカウントをソーシャルメディア公式アカウントという。

2. ガイドラインの必要性及び目的

ソーシャルメディアは、有効な情報伝達手段である一方、その情報が不正確であったり、法令や公序良俗に反していたり、また、意図せずして特定又は不特定の人たちの感情を害した場合には、発信者のみならず町政にも想定しない影響を及ぼす場合もあることから、事前にそれらリスクを回避するため、職員が留意すべき事項を明らかにしたものをガイドラインとする。

3. ガイドラインの適用範囲

- (1) このガイドラインは、地方公務員法に規定する一般職、特別職の区別なく立山町職員としての身分を有する者（再任用職員、非常勤職員、臨時職員、他団体等に派遣されている職員、他団体から立山町に派遣されている職員を含む。）全てに対して適用する。
- (2) このガイドラインの適用について、定めのない事項については、企画政策課長に協議するものとする。

4. ソーシャルメディア利用にあたっての基本原則

- (1) 職員がソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、職員であることの自覚と責任を持つこと。
- (2) 地方公務員法をはじめとする関係法令及び職員の服務や情報の取扱いに関する規程等を遵守すること。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分に留意すること。
- (4) 一度ネットワーク上に公開された情報は、完全には削除できないことを理解し、発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬように十分に留意すること。
- (5) 意図せずして自らが発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせた場合は、誠実に対応するとともに、正しく理解されるように努めること。また、自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し無用な議論とならないように努めること。
- (6) 次に掲げる情報は発信しないこと。
 - ア 誹謗中傷や不敬な言い方を含む情報
 - イ 人種、思想、信条等を差別し、又は差別を助長させる情報
 - ウ 違法な情報又は違法行為を煽るような情報
 - エ 信頼性が確保できない情報（単なる噂や噂を助長させる情報）
 - オ 閲覧者に損害を与えようとするサイト及びわいせつな内容を含むサイトに関する情報
 - カ その他公序良俗に反する一切の情報

5. ソーシャルメディアを利用して立山町政に関する情報を発信する際の留意点

- (1) 立山町（立山町と関係を有する者又は団体を含む。以下同じ。）の秘密に関する情報を発信しないこと。
- (2) 立山町及び他者の権利を侵害する情報を発信しないこと。
- (3) 立山町のセキュリティを脅かすおそれのある情報を発信しないこと。
- (4) 守秘義務に反する情報、意思形成過程にある情報を発信しないこと。
- (5) 自らは直接職務上関わらない事項であっても、立山町行政に関する情報を発信する場合にあっては、その情報が不正確な場合には町政に重大な影響を与えるおそれがあることについて十分留意すること。

(6) ソーシャルメディア公式アカウントを用いて情報発信する場合は、原則、所属長の
決裁を受けること。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 町ホームページや広報たてやま等に既に掲載されているイベント内容等について
発信する場合

イ 法令等で定められている内容を発信する場合

ウ 災害など、緊急を要する場合

(7) ソーシャルメディア公式アカウントを用いた情報発信に対し、閲覧者から投稿等が
あった場合、必要に応じて返信を行うこととする。その際、全ての投稿に対して必ず
返信することを保証するものではないことを紹介文等に明記すること。

(8) ソーシャルメディア公式アカウントを用いた場合において、第三者アカウントの投
稿の引用等は、当該投稿等の内容を信頼性のあるものとして認めるものと受け取られ
ることを十分考慮した上で、慎重に行うこと。